

## —あおぞら—

### 年頭のご挨拶

環境省 水・大気環境局  
大気環境課長 兼 自動車環境対策課長  
高澤 哲也

平成30年の新春を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

大気環境学会の皆さまにおかれましては、日頃より大気環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、それぞれのご専門の立場から長きにわたり大気環境行政の推進に多大な貢献をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国の大気汚染については、関係各位の様々な取組により、全体として改善傾向がみられています。二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、一昔前に比べて大きく改善されてきています。一方で、まだなお多くの課題が残されています。本年は、以下に掲げる事項について重点的に取り組んでいきたいと考えています。

まず、環境基準達成率が依然として低い微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)及び光化学オキシダント対策の推進です。PM<sub>2.5</sub>と光化学オキシダントは、原因物質が多岐にわたるなど、共通する課題が多いことにも留意しつつ、当面実施すべき対策を進めていきます。また、対策を進めるうえでの基盤となる常時監視体制の整備、成分分析における精度管理の向上、シミュレーションモデルの精度向上等に取り組んでいきます。

また、越境大気汚染の軽減のためには大気環境保全に関する国際的な連携の強化が重要です。昨年8月に韓国で開催された日中韓三カ国大臣会合(TEMM19)においては、大気汚染は北東アジアで最も緊急の環境問題の一つであるとの認識が改めて共有され、三カ国間の協力をさらに強化することが確認されたところです。中国のPM<sub>2.5</sub>年平均濃度等は近年改善傾向にありますが、さらなる改善が実現されるよう、日本と中国の都市間での連携協力事業、日中韓の政策対話、UNEPと連携したアジア太平洋地域における国際パートナーシップ活動等を通じて、我が国の知見の提供やモデル的な技術の導入等をさらに進めてまいります。

次に、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止対策です。昨年度は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂及び「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」の作成を行い、一般事業者向けの説明会を開催するなど周知に努

めました。また、「アスベストモニタリングマニュアル」を改訂し、位相差／偏光顕微鏡法や位相差／蛍光顕微鏡法等の分析方法を、解体等現場からの石綿の漏えいの有無を確認する迅速な測定方法として位置付けました。引き続き、大気汚染防止法の確実な施行を図るとともに、石綿飛散防止対策のさらなる強化について検討を進めます。

続いて、昨年8月に発効した「水銀に関する水俣条約」を踏まえた水銀大気排出対策です。我が国では、平成27年に大気汚染防止法を改正し、水銀に係る排出基準の遵守、水銀濃度の測定等の義務づけを規定しました。排出ガス中の水銀濃度の測定については、測定頻度や測定結果の確認方法を定めるとともに、測定法を環境省告示により定め、全水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)をバッチ測定することとしています。これらは、本年4月1日から施行されますので、水銀大気排出規制の適切な実施に努めてまいります。

さらに、自動車環境対策については、自動車単体からの排出規制の強化を引き続き図っていくとともに、大気汚染物質排出抑制と温室効果ガス削減の両面の観点から、次世代自動車の普及、再エネルギー由来水素ステーションの導入支援、エコドライブの促進等を進めてまいります。また、自動車NO<sub>x</sub>・PM法については、平成32年度までに対策地域全域において環境基準を確保するとともに総量削減基本方針の最終目標の達成を図るため、数値計算手法等を用いて環境濃度状況の推計を進めつつ、必要な対策についても検討していきます。

なお、上述した課題への対応を検討し、環境省や地方自治体などにおいて大気環境保全施策を講じていくためには、科学的知見を充実させていくことが不可欠であり、大気環境学会における様々な研究の成果に大いに期待しているところで

す。本年は、大気汚染防止法が制定されてから50年となる節目の年です。引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が貴学会及び会員の皆さまにとってさらなる発展の年となりますことを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。